

徳島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成長三六一一〇	ヘルパーステーション ここはな	板野郡藍住町勝瑞字成長三六一一一	訪問介護	令和四年十二月二十日